

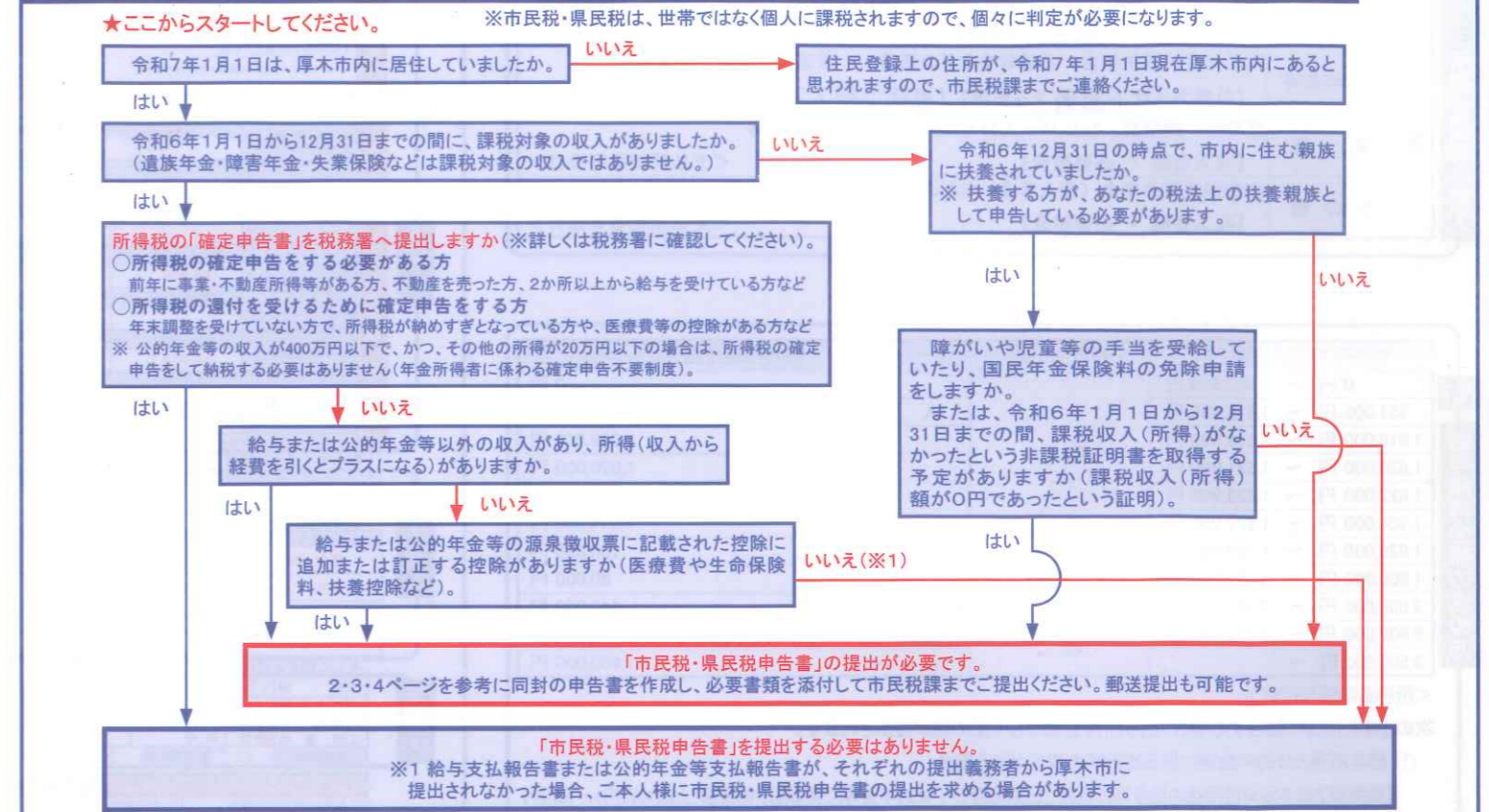
# 令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

同封の「市民税・県民税申告書」は、令和7年1月1日現在厚木市内にお住まいの方で、申告が必要と思われる方に送付しています。お手数ですが申告書に必要事項を記載し、下記申告に必要な書類等を添付の上、提出期限(3月17日)までにご提出されますようお願いいたします。

## ● 申告について

この申告は、あなた様の令和7年度市民税・県民税を計算するための基礎資料(所得・課税証明書の交付を含む)となります。さらに、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課決定及び給付判定、障害年金・老齢福祉年金・児童手当等の受給、私立幼稚園就園奨励費補助金・保育料・市営住宅家賃の決定、就学奨励費の認定、国民年金保険料免除申請等の審査要件にもなります。収入の有無にかかわらず(収入が0円でも)、期限までに必ず申告くださるようお願いいたします。申告がないと、後日調査に伺う場合があります。また、税務署での確定申告が必要となる場合もありますので、ご承知おください。

## ● 「市民税・県民税申告書」の提出が必要かどうか、次の表で判定できます。



## ● お問合せ先

【お問合せ及び宛先】  
〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号  
厚木市役所 市民税課(本庁舎2階5番窓口)  
【お問合せ電話番号】  
046-225-2010・2011(直通)

## ● 申告に必要な書類等

- 収入を証明する書類  
(1) 給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書(ない場合は、給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳)など収入が確認できる書類  
(2) 事業所得者、不動産所得者は収支内訳書
- 控除を証明する書類(社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書等)  
医療費控除を申告する際には、医療費控除の明細書の添付が必要です。領収書の添付は控除を受けられません。
- 本人確認(「番号確認」と「身元確認」)ができる書類  
(1) 個人番号カード  
(2) 個人番号確認書類(通知カード等)及び身元確認書類(運転免許証等)  
※ 通知カードはカード記載の住所、氏名等が住民票と一致している場合に限り、利用できます。  
※ 郵送の場合は写しを添付してください。

### ★ 確定申告無料相談について ★

【月日・場所】  
令和7年2月6日(木) (厚木税務署主催)  
7日(金) (税理士会主催)  
厚木市文化会館4階集会所A・B  
【受付】 9時から15時まで  
【相談】 9時30分から16時まで  
(問合せ) 046-221-3261(厚木税務署)  
046-223-5843(東京地方税理士会 厚木支部)

## 1 事業所得(営業等・農業)、不動産所得に関する事項

事業所得	小売業、飲食業等、ホステス、外交員などの所得 【収入金額 - 必要経費】 <収支内訳書添付>
農業	田畑からの生産物・農家が兼営する養豚等による所得 【収入金額 - 必要経費】 <収支内訳書添付>
不動産所得	土地・家屋等の賃貸料、礼金、権利金等による所得 【収入金額 - 必要経費】 <収支内訳書添付>

※ 必要経費がある場合は、収支内訳書を添付してください。  
※ 専従者控除がある場合は、「3 専従者に関する事項」を記入してください。

## 2 給与所得に関する事項

日給など給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。また、合計額を表面の給与欄に収入金額及び所得金額を記入してください。

## 3 専従者に関する事項

事業専従者控除は、生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、営業等、農業、不動産賃貸業等に、1年を通じて6か月を超える期間専従した場合、1人につき次の①または②のいずれか少ない金額が事業専従者控除額として必要経費となります。

- 50万円(配偶者の場合は86万円)
- (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)

## 4 利子所得、配当所得に関する事項

利子所得	外国にある銀行等の預貯金の利子等の所得 【収入金額】 <利子の明細書等添付>
配当所得	株式の配当、剰余金の分配等の所得 【収入金額 - その元本取得に要した負債利子】 <支払通知書等添付>

## 5 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

業務	原稿料・印税・講演料・シルバー人材センターなどの副収入による所得 【収入金額 - 必要経費】
その他	生命保険の個人、互助年金などの所得にあってはならない所得 【収入金額 - 必要経費】

## 申告書の書き方(裏面)

1 事業所得(営業等・農業)、不動産所得に関する事項		2 給与所得に関する事項			
所得の種類	所得の金額	月	日	所得の種類	所得の金額
営業	厚木市中町3-17	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
不動産					
3 専従者に関する事項		7 寄附金に関する事項			
氏名	厚水 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	寄附金	10,000
住所	厚木市中町3-17	収入金額	必要経費	所得金額	400,000
収入金額	100,000	必要経費	0	所得金額	1,000,000
必要経費	0	所得金額	100,000	合計	1,000,000
4 利子所得、配当所得に関する事項		8 分離課税等の所得(短期・長期譲渡、山林、退職、上場株式等の配当、株式等の譲渡等、先物取引)に関する事項			
所得の種類	所得の金額	所得の種類	所得の金額		
利子	100,000	短期譲渡	100,000		
配当	0	長期譲渡	0		
5 雑所得(公的年金等以外)に関する事項		9 別居の扶養親族等に関する事項			
所得の種類	所得の金額	氏名	1月1日現在の住所		
業務	50,000	太郎	厚木市中町3-17		
その他	10,000				
合計	60,000				
6 総合所得の譲渡所得、一時所得に関する事項		10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項			
所得の種類	所得の金額	控除額	金額		
譲渡	1,000,000	300,000	700,000		
一時	0	0	0		
11 住宅借入金等特別税額控除		11 住宅借入金等特別税額控除			
控除額	100,000	控除額	200,000		

## 6 総合所得の譲渡所得、一時所得に関する事項

総合譲渡所得	土地・建物以外の資産を譲渡したことによる所得 ① 短期譲渡所得…保有期間が5年以内 【収入金額-取得経費等-特別控除※】 ② 長期譲渡所得…保有期間が5年超 【(収入金額-取得経費等-特別控除※)×1/2】 ※ 最高50万円 <計算書添付>
一時所得	黄金、懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく一時金による所得 【(収入金額-取得経費等-特別控除※)×1/2】 ※ 最高50万円 <支払通知書等添付>

## 7 寄附金に関する事項

該当する欄に「支払額」を記入してください。

- 都道府県、市区町村への寄附金(ふるさと納税)
- 神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部への寄附金
- 神奈川県が条例で指定する寄附金
- 厚木市が条例で指定する寄附金
- 神奈川県が条例で指定している特定非営利活動法人への寄附金
- 厚木市が条例で指定している特定非営利活動法人への寄附金

## 9 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者 扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。また、国外居住親族である場合、次の書類を添付してください。

- 親族関係書類…国または地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券の写し等
- 送金関係書類…外国送金依頼書の控え、クレジットカード利用明細書等

※ 上記①・②が外国語で作成されている場合は、翻訳文を添付してください。

## 10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の配当・株式等の譲渡により既に特別徴収されている県民税配当割額・県民税株式等譲渡所得割額を記入してください。

申告により、所得割額から税額控除されます。  
<特定口座年間取引報告書等添付>

## 11 住宅借入金等特別税額控除に関する事項

控除限度額が所得税の課税総所得金額の7%(最高136,500円)の場合は区分欄「1」と記入してください。

## 用語の説明

- 収入  
自営業の場合には売上金額、給与所得者の場合は源泉徴収票の支払金額欄に記載されている金額(手取り金額ではなく、源泉徴収額(所得税等)や社会保険料を差し引く前の額)。
  - 所得  
収入からその収入を得るための必要経費を差し引いた額。
  - 扶養親族  
前年12月31日現在(年の途中で死亡した場合は、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方。
    - 本人と生計を一にする
    - 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
    - 前年中の合計所得金額が48万円以下
    - 青色申告者の事業専従者として給与を受けていない、または白色申告者の事業専従者ではない
  - 生計を一にする  
日常生活の費用を共にすること。勤務の都合や修学、療養のために家族と別居している場合でも、生活費、学資金または療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、これに該当する。
  - 同一生計配偶者  
本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合の給与収入金額が103万円)以下の方。
  - 控除対象配偶者  
同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。
  - 総所得金額等  
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合は、その適用後の金額)。
  - 合計所得金額  
下記の①・②・③の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(ただし、繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額)。
- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得、短期譲渡所得、雑所得の合計額(損益通算後の金額)  
② 総合課税の長期譲渡と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2の金額  
③ 申告分離課税(長期・短期譲渡については特別控除前)の所得金額の合計

## ● 提出方法

- 次のいずれかの方法で提出してください。
- 郵送(申告書に同封してある返信用封筒をご利用ください。)
  - 市民税課窓口持参
  - 電子申告(詳しくは、厚木市ホームページをご確認ください。)
  - 各公民館(地区市民センター)持参(下記開設日のみ)  
※ 郵送の場合で申告の控えが必要な方は、切手の貼付がある返信用封筒を同封してください。  
※ 提出期限を過ぎてしまった場合は、上記1・2・3のいずれかの方法で提出ください。

## ● 申告相談会場と日時

- 厚木市役所本庁舎2階5番 市民税課窓口  
(1) 申告相談時間は、8時30分から17時15分までです。  
(2) 市民税課窓口で所得税の確定申告の申告相談はできません。
- 各公民館(地区市民センター)  
(1) 申告相談時間は、9時から14時までです。  
(2) 申告相談ができるのは、「市民税・県民税申告」及び「所得税の確定申告(年金・給与収入のみの方)」です。

会場名	会場開設日
相川	2月5日(水)
南毛利	2月10日(月)
睦合南	2月13日(木)
依知南	2月14日(金)
小鮎	2月17日(月)
荻野	2月19日(水)
依知北	2月26日(水)
睦合西	2月28日(金)
玉川	3月4日(火)

はじめに 住所・氏名等の記入

現住所、電話、氏名等を記入してください。

令和6年中に収入があった方 → 手順①へ

令和6年中に収入がなかった方 → 申告書上欄の「A 収入がなかった方の記入欄」へ記入してください。

手順① 所得金額等の記入

所得の種類	内容
給与	給与、賞与、賃金（パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む）などの所得 【計算方法は下記表1を参照】 <源泉徴収票添付>
公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などの所得 ※遺族・障害年金を除く。 【計算方法は下記表2を参照】【裏面は記入不要】 <源泉徴収票添付>
雑業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金などの所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>
その他	生命保険等の年金（個人年金）などの他の所得に当てはまらない所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>

表1 給与所得金額の求め方

給与等の収入金額(A)	端数の処理	給与所得金額
0円 ~ 550,999円		0円
551,000円 ~ 1,618,999円		550,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	なし	1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満端数切捨て)	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円	B	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	なし	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~		A - 1,950,000円

<所得金額調整控除>

次の①または②に該当する場合、給与所得金額から下記の額が控除されます。

① 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある場合

【控除額】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額(上限10万円) - 10万円

② 給与収入金額が850万円超の方で次のいずれかに該当する場合

- ・申告者本人が特別障害者に該当する
- ・23歳未満の扶養親族(※1)がいる
- ・同一生計配偶者または扶養親族(※1)が特別障害者に該当する

※1 ここの扶養親族は、該当する扶養親族が1人であっても夫婦とも控除の対象となります。所得金額調整控除を受けるためだけの場合(扶養親族が扶養控除対象ではない)、申告書の調整欄に☑を記入してください。

【控除額】(給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

表2 公的年金等の雑所得の求め方

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
~ 1,299,999円	A	- 600,000円	A - 600,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75	- 275,000円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85	- 685,000円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95	- 1,455,000円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円 ~	A	- 1,955,000円	A - 1,955,000円

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
~ 3,299,999円	A	- 1,100,000円	A - 1,100,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75	- 275,000円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85	- 685,000円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95	- 1,455,000円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円 ~	A	- 1,955,000円	A - 1,955,000円

申告書の書き方(表面)

令和7年度 市民税 申告書

はじめに 氏名 厚木 太郎 住所 厚木市中町3-17-17 電話 046-225-2010

収入がなかった方の記入欄

区分	収入金額	所得金額
給与	1,000,000円	450,000円
公的年金等	1,100,000円	0円
雑業務		
その他		

所得控除額

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
基礎控除		43万円
配偶者控除	夫と離別した後再婚していない者のうち、次の要件をすべて満たす方または夫と死別した後再婚していない者のうち、次の④、⑤の要件を満たす方。 ⑦ 扶養親族を有している ⑧ 合計所得金額が500万円以下 ⑨ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない	26万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、次の要件をすべて満たす単身者 ⑦ 生計を一にする子(※1)を有している ⑧ 合計所得金額が500万円以下 ⑨ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない ※1 他の者の同一生計配偶者または扶養親族になっている場合や総所得金額等が48万円超の場合を除く。	30万円
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 <学生証、在学証明書等>	26万円
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が下記に該当する方 <障害の種類や等級のわかる手帳または障害者控除対象者認定書等> ①【普通障害者】身体障害者手帳3級~6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の発行を受けている方など ②【特別障害者】身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方など ③【同居特別障害者】特別障害者に該当する方で、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている方	26万円 / 30万円 / 53万円
基礎控除	本人の合計所得金額	左記参照

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
寡婦控除	夫と離別した後再婚していない者のうち、次の要件をすべて満たす方または夫と死別した後再婚していない者のうち、次の④、⑤の要件を満たす方。 ⑦ 扶養親族を有している ⑧ 合計所得金額が500万円以下 ⑨ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない	26万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、次の要件をすべて満たす単身者 ⑦ 生計を一にする子(※1)を有している ⑧ 合計所得金額が500万円以下 ⑨ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない ※1 他の者の同一生計配偶者または扶養親族になっている場合や総所得金額等が48万円超の場合を除く。	30万円
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額が75万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 <学生証、在学証明書等>	26万円
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が下記に該当する方 <障害の種類や等級のわかる手帳または障害者控除対象者認定書等> ①【普通障害者】身体障害者手帳3級~6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の発行を受けている方など ②【特別障害者】身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方など ③【同居特別障害者】特別障害者に該当する方で、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている方	26万円 / 30万円 / 53万円
基礎控除	本人の合計所得金額	左記参照

手順② 所得控除(人的控除以外)の記入

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
医療費	次の①または②に該当する場合(次のいずれか一方を選択) ① 一定額以上の医療費の支払がある場合 (医療費支払額 - 補填金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) <医療費控除明細書> ② セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合 特定一般用医薬品等の実負担額 - (1万2千円) <セルフメディケーション税制の明細書> <健康維持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類>	左記参照 上限額 200万円 左記参照 上限額 8万8千円
社会保険料	本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った国民健康保険料、国民年金掛金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など <控除証明書>	支払保険料の全額
生命保険料	生命保険や個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがある場合 <控除証明書>	左記参照 (A)+(B) + (C)+(D) + E 上限額 7万円
雑損	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が48万円以下の方が、災害や盗難等により住宅・家財・現金等の資産に損害を受けた場合 控除額 = 次の(A)・(B)いずれか多い方の金額 (A) [(損害の金額) - (保険金等で補填される金額)] - [(総所得金額等) × 10%] (B) 災害関連支出の金額 - 5万円 <災害による損失や補填の金額がわかる書類>	左記参照 いずれか多い金額
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法に規定された共済契約掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払いがある場合 <支払った掛金額の証明書>	支払掛金の全額

手順③ 配偶者控除・扶養控除の記入

控除の種類	内容	控除額
配偶者控除	配偶者の合計所得金額48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)	左記参照
配偶者特別控除	配偶者の給与収入(給与所得のみの場合)	左記参照
扶養控除	本人が扶養する親族の合計所得金額が48万円以下である場合	左記参照